

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金のご案内

1 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金制度とは？

就職するために有効な資格取得のため、指定された教育訓練を受講したひとり親家庭の母または父に訓練給付金を支給します。

2 対象者

次のすべての要件を満たしていること

- ▷ ひとり親家庭の母または父であること
- ▷ 母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている者であること
- ▷ 母子・父子自立支援員との事前相談により、適職に就くために必要であると認められること
- ▷ 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

3 対象講座

雇用保険法及び雇用保険法施行規則で定める一般又は特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の指定講座（厚生労働省のホームページを御覧ください。）

4 支給額

- ▷ 対象講座の受講料の 60%相当額
一般又は特定一般教育訓練給付金指定講座 【上限 200,000 円】
専門実践教育訓練給付金指定講座 【修学年数×上限 40 万円=最大 1,600,000 円】 等
※上記の金額が 12,000 円を超えない場合は対象外となります。
- ▷ 雇用保険法及び雇用保険法施行規則による一般又は特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方については、上記の額から一般又は特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額が支給されます。

5 申請方法

給付金を受けるためには、対象講座へ申込みをする前に、子育て助成課窓口で講座指定申請を行う必要があります。

〔お問い合わせ先〕
旭川市子育て支援部子育て助成課
住所：〒070-8525
旭川市 7 条通 9 丁目 総合庁舎 3 階
電話：0166-25-9107

事前相談

- ・受講前に子育て助成課窓口にご相談してください。

指定申請

- ・対象講座指定申請書などを提出する必要があります。

講座指定

- ・対象講座指定決定通知書が送付されてきます。

講座受講

受講修了

支給申請

- ・受講修了日を含め30日以内に支給申請書などを提出する必要があります。

支給決定

- ・支給決定通知書が送付されてきます。

給付金支給

詳しいことは、旭川市子育て助成課窓口まで、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】
旭川市子育て支援部子育て助成課
住所：〒070-8525
旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階
電話：0166-25-9107